（税関相談官）

第三百六十九条　沖縄地区税関の業務部に、税関相談官一人を置く。

２　税関相談官は、命を受けて、関税に関する法律の解釈及び適用並びに申告及び申請の手続その他の沖縄地区税関の所掌事務に係る相談及び苦情に関する事務を処理する。

（関税鑑査官）

第三百七十条　沖縄地区税関の業務部に、関税鑑査官一人を置く。

２　関税鑑査官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち沖縄地区税関長が指定するものを処理する。

一　輸入貨物に係る関税率表の解釈及び適用に関すること。

二　輸出入貨物等に係る統計品目表の分類についての調査及び研究に関すること。

（原産地調査官）

第三百七十一条　沖縄地区税関の業務部に、原産地調査官一人を置く。

２　原産地調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び上席調査官の行う事務を総括する。

一　輸出入貨物等に係る原産地認定の解釈及び適用に関すること。

二　前号に掲げる事務に関する調査並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

（認定事業者管理官）

第三百七十二条　沖縄地区税関の業務部に、認定事業者管理官一人を置く。

２　認定事業者管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

一　特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定製造者及び認定通関業者の認定に関すること。

二　前号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。

（知的財産調査官）

第三百七十三条　沖縄地区税関の業務部に、知的財産調査官一人を置く。

２　知的財産調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

一　第三百六十七条第一項第一号、第二号及び第十号に掲げる事務のうち知的財産侵害貨物に該当するおそれがある貨物に係る輸出差止申立て及び輸入差止申立ての審査並びに認定手続に関すること。

二　前号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。

（関税評価官）

第三百七十四条　沖縄地区税関の業務部に、関税評価官一人を置く。

２　関税評価官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち沖縄地区税関長が指定するものを処理する。

一　輸入貨物の課税価格の算定の解釈及び適用に関すること。

二　前号に掲げる事務に関する調査並びに資料及び情報の収集及び整理に関すること。

（上席審査官及び審査官）

第三百七十四条の二　沖縄地区税関の業務部に、上席審査官五人以内及び審査官六人以内を置く。

２　上席審査官は、命を受けて、第三百六十七条第一項各号及び第三百六十七条の二に規定する事務を処理し、並びに審査官の行う事務を総括する。

３　審査官は、命を受けて、第三百六十七条第一項各号及び第三百六十七条の二に規定する事務を処理する。

（関税鑑査官）

第三百六十九条　沖縄地区税関に、関税鑑査官一人を置く。

２　関税鑑査官は、命を受けて、第三百十七条第二項各号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長が指定するものを処理する。

（原産地調査官）

第三百七十条　沖縄地区税関に、原産地調査官一人を置く。

２　原産地調査官は、命を受けて、第三百十九条第二項各号に掲げる事務を処理する。

（認定事業者管理官）

第三百七十一条　沖縄地区税関に、認定事業者管理官一人を置く。

２　認定事業者管理官は、命を受けて、第三百十九条の三第二項各号に掲げる事務を処理する。

（知的財産調査官）

第三百七十二条　沖縄地区税関に、知的財産調査官一人を置く。

２　知的財産調査官は、命を受けて、第三百二十条第二項各号に掲げる事務を処理する。

（関税評価官）

第三百七十三条　沖縄地区税関に、関税評価官一人を置く。

２　関税評価官は、命を受けて、第三百二十条の二第二項各号に掲げる事務を処理する。

（情報管理官）

第三百七十四条　沖縄地区税関に、情報管理官二人以内を置く。

２　情報管理官は、命を受けて、第三百二十九条各号に掲げる事務を処理し、及び調査官の行う事務を総括する。

［条を加える。］